

## 「こども性暴力防止法」が 2026 年 12 月 25 日にスタートします。

～実習生等も性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります～

こども性暴力防止法の施行により、2026 年 12 月 25 日より、学校や保育所、学習塾など、こども※に対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。実習生等についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、留意点をお知らせします。

※「こども」とは、幼児、小学生、中学生、高校生等を指します。

### 【事業者求められる取組】

- 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。

### 【実習生等に関する留意点】

- 実習計画において、こどもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者が行います。

また、学生がインターンシップやボランティア活動等を通じて、こどもと接する業務に従事する場合にも、当該対象事業者が性犯罪前科の有無の確認を求める可能性があります。

- 性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習等はできないこととなります。実習ができない場合は、教育職員免許状および保育士資格の取得はできません。

### 【参考】

制度の詳細はこちらをご覧ください。

- こども家庭庁 HP「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

（問い合わせ先）

山口芸術短期大学・山口学芸大学

学生部 教務課

TEL.083-972-3288